

金融庁／金融審議会

「サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ」（第3回）の検討状況

有限責任 あずさ監査法人



金融庁は、2025年4月17日、金融審議会「サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ」（第3回）を開催しました。本稿では、審議で取り扱われた主要な論点の検討状況をまとめています（本稿は、同日時点の情報に基づいて記載しています）。

金融庁は、2024年3月に、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」（以下「WG」という）を設置し、我が国におけるサステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関する検討を進めています。また、サステナビリティ情報の保証に関する論点について更なる検討を行うため、「サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ」（以下「専門G」という）を新たに設置し、さらに議論を進めています。

2025年4月17日に開催された第3回専門Gで審議された論点は、以下のとおりです。

審議された論点

1. [サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方](#)
2. [任意の保証](#)

本稿では、上記の主な内容について解説します。詳細は[事務局説明資料](#)をご確認ください。

1. サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方

第3回専門Gの事務局説明資料では、第2回（前回）専門Gで寄せられた意見を踏まえ、サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方について、以下が提案されました。

	第3回専門Gの審議（事務局の提案）	第2回専門Gにおける事務局提案
(1)	登録要件について、次の事項を考慮する ● サステナビリティ保証業務を実施する企業の数、規模、特性等を踏まえて、適切な人材を確保し、適切に業務の構成員として配置する ● 構成員の能力維持・向上を図るため、構成員の教育研修に関する方針及び手続を定める	登録制度・登録要件について、次の事項を考慮する ● 業務管理体制として、職業的専門家として一定の能力・経験等を有する者も備えることを求める ● 現行の実務経験者の知見を活用するなど、企業に応じた保証ができる業務管理体制を求める ● 資格制度の要否については、将来の検討課題とする
(2)	業務執行責任者について、次の事項を要件とする ● 公認会計士として登録されている（又はこれに準ずる） ● 自主規制機関が行うサステナビリティ開示・保証の研修を履修している （※）知識・能力の要件は、今後の動向も踏まえて将来見直すことが考えられる	
(3)	行政機関・自主規制機関について、次の役割を担うことを期待する（行政機関） ● サステナビリティ保証業務が公正かつ的確に遂行される能力を持つ者を登録し、その能力が維持されているかについてモニタリング等を行う （自主規制機関） ● 保証業務の質の維持・向上のために、保証基準等による指定を基に、具体的な手続を定める倫理・独立性に関する実務指針等を策定する ● 従事者の知識・能力の維持向上を図るため、研修を計画し開催する ● 実施者の業務運営や実務指針・倫理規則違反に係る調査等を行い、必要に応じて処分を行う等、指導的機能を発揮する	自主規制機関について、次の役割を担うことを期待する ● 保証業務の質の維持・向上 ● 従事者の知識・能力の向上 ● 従事者における高い倫理観の醸成・保持
(4)	自主規制機関の運営主体について、次の事項を考慮する ● 1つの自主規制機関を法令等により認定し、金融庁と連携していくことが考えられる ● 認定された自主規制機関以外にも、自発的に自主規制を担う組織を設立することを妨げるものではない	-

① 登録要件（上記(1)・(2)）

（第3回専門Gにおける事務局提案の主な内容）

事務局から、サステナビリティ保証業務の実施体制について、業務実施者にはサステナビリティ関連財務情報について、定量情報、定性情報、将来予測情報を評価する能力等（サステナビリティ情報の知識等）に加えて、企業が財務に影響するリスク及び機会を識別して、重要性（マテリアリティ）がある情報を絞り込むプロセスを確認する能力が重要であるという整理が示されました。そのうえで、登録要件について、第2回専門Gで寄せられた意見や上記の整理を踏まえて、以下を求めることが提案され、議論が行われました。

- サステナビリティ情報の保証業務実施者に求められる業務管理体制のうち、人的体制について、専門的な知識・能力を担保することが重要であることを踏まえ、適切な人材を確保し、適切に業務の構成員として配置すること
- あわせて、業務の構成員の能力維持・向上を図るため、構成員の教育研修に関する方針及び手続を定めること

また、サステナビリティ保証業務の業務執行責任者には、保証業務の技能・技法、職業倫理の理解、サステナビリティに関する知識・能力に加え、会計、監査、関連法規等の知識・能力も必要と整理したうえで、以下のような提案がされたうえで、議論が行われました。

- 公認会計士として登録されていること（またはこれに準ずること）、および自主規制機関が行うサステナビリティ開示・保証の研修を履修することを求める
- 業務執行責任者の知識・能力の要件は、今後の海外における試験・実務訓練制度の動向も踏まえて将来見直しを行う

これらの提案について一部の委員からは賛同が得られた一方で、一部の委員からは業務管理体制を検討するうえで公認会計士法の規定と対比して検討すべきといった意見や、公認会計士以外の参入が事実上困難であり、競争力のある市場環境とならないため要件を緩和すべきといった意見、保証業務の品質に影響する項目として兼業規制についても検討が必要という意見がありました。

② 行政機関・自主規制機関（上記(3)・(4)）

（第3回専門Gにおける事務局提案の主な内容）

事務局から、行政機関と自主規制機関の役割として、以下の業務を行うことが提案されました。

- 行政機関は、保証業務が公正かつ的確に遂行される能力を持つ者を登録し、その能力が維持されているかについてモニタリング等（虚偽の証明や、業務運営に係る調査・検査）を行う
- 自主規制機関は、保証業務の質の維持・向上、従事者の知識・能力の向上および高い倫理観の保持のため、倫理・独立性に関する実務指針等の策定、研修の計画・開催、また実施者の業務運営や実務指針・倫理規則違反に係る調査等を行い、必要に応じて処分を行うなど、会員に対する指導的な機能を自主的に発揮する

また、自主規制機関の運営主体に関する考え方として、第5回WGで示された、監査法人であるかその他の保証業務提供者であるかにかかわらず同じものとするという考え方を踏まえ、以下の提案がされました。

- 既存の枠組みが利用される場合と、新たに自主規制機関が設立される場合が考えられるが、両者を比較しつつ、効率性や費用対効果等の観点から、保証業務実施者において検討されることが望ましい
- そのうえで、上記の役割を担う最もふさわしい1つの自主規制機関を法令等により認定し、金融庁と連携していく
- 認定された自主規制機関以外にも、自発的に自主規制を担う組織を設立することを妨げない

この事務局提案には概ね賛同が得られた一方で、海外での制度を参考に複数の自主規制機関を認定すべきという意見や、自主規制機関の要件を明確にする必要があるという意見、また、保証業務実施者に任せるのではなく、金融庁がイニシアティブを発揮して検討すべきといった意見もありました。また、既存の枠組みの利用と、新たな自主規制機関の設立の比較については、それぞれ支持する意見が一定数ありました。

2. 任意の保証

第3回専門Gの事務局説明資料では、サステナビリティ情報に対する任意の保証について、以下の論点が表示されて議論が行われました。

	第3回専門Gの審議（事務局が示した論点）	第2回専門Gにおける事務局提案
(1)	任意のサステナビリティ保証報告書の添付の可否 ● 制度上の保証業務の要件¹を満たした保証を任意で受けた場合に、サステナビリティ保証報告書を有価証券報告書に添付することが認められる場合、有価証券報告書に義務化対象外の内容（保証範囲²・保証時期³・保証を受ける企業⁴）を記載するか ● 制度上の保証業務の要件を満たさない保証報告書の添付を認めない場合、企業が有価証券報告書に記載した任意の保証に関する開示情報について、一義的に企業が責任を負うか	任意のサステナビリティ保証報告書の添付の可否 ● 制度上の保証業務の要件を満たした（満たさない）保証を任意で受けた場合に、サステナビリティ保証報告書を有価証券報告書に添付することが認められるか ● 制度上の保証業務の要件を満たさない保証報告書の添付を認める場合、投資家が制度上の保証業務と誤認することを防止するため、どのような方策が考えられるか

① 任意の保証に関する論点（上記(1)）

（これまでの審議の内容）

前回（第2回）の専門Gでは、任意のサステナビリティ保証報告書の添付の可否について議論され、任意のサステナビリティ保証報告書の添付の可否については、制度上の保証業務の要件を満たした保証の場合には保証報告書の添付を認め、任意の保証が当該要件を満たしていない場合には添付を認めないといった意見が多く委員からありました。

一方、有価証券報告書に任意に保証を受けた旨を記載することは禁止すべきではないが、その場合には保証の内容を理解・評価できるよう、一定の開示を求める必要があるといった意見がありました。

1 ①国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が公表する「IFRS®サステナビリティ開示基準」と同等の開示基準に基づいて作成されたサステナビリティ情報について、②登録を受けたサステナビリティ保証実施者により、③一般に公正妥当と認められるサステナビリティ保証の基準に沿った保証をいう（以下同様）。

2 義務化対象企業がScope1・2、ガバナンス、リスク管理以外の保証を受ける場合が想定される

3 義務化対象企業が義務化開始時期よりも早期に保証を受ける場合が想定される

4 義務化対象でない企業が保証を受ける場合が想定される

(第3回専門Gにおける事務局提案の主な内容)

事務局から、次の論点を示され、議論が行われました。

- 制度上の保証業務の要件を満たしたサステナビリティ保証報告書を有価証券報告書に添付することを認める場合
 - 有価証券報告書に義務化対象外の内容(保証範囲・保証時期・保証を受ける企業)を記載する必要があるか
 - 記載を必要とした場合、どの程度の内容を記載させるべきか
- 制度上の保証業務の要件を満たさないサステナビリティ保証報告書を有価証券報告書に添付することを認めない場合
 - 企業が有価証券報告書に記載した任意の保証に関する開示情報については、一義的に企業が責任を負うと考えられるか

事務局が示した論点について概ね賛同が得られた一方で、記載する義務化対象外の内容については保証報告書の記載と平仄を合わせるべきという意見や、義務が任意かにかかわらず、制度上の要件を満たす保証対象を明確にすべきという意見もありました。

また、制度上の保証業務の要件を満たさない場合において、企業が有価証券報告書に任意の保証に関する開示情報を記載する場合、投資家にとってミスリーディングにならないよう制度上の要件を満たさない旨を記載すべきという意見や、投資家が保証報告書を閲覧できるようにすべきという意見もありました。

(参考) これまでの審議の状況

1. サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ

審議	議論事項
第1回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ (2024年3月26日)	適用対象企業、適用時期
	全般（情報開示のための環境整備）
第2回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ (2024年5月14日)	サステナビリティ開示基準の在り方
	適用対象
	適用時期
	サステナビリティ開示基準の導入による開示タイミング
第3回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ (2024年6月28日)	サステナビリティ開示基準のあり方および適用対象・適用時期
	サステナビリティ開示基準の導入における論点
	保証制度の導入における論点
第4回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ (2024年10月10日)	サステナビリティ開示基準の導入における論点
	保証制度の方向性について
第5回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ (2024年12月2日)	サステナビリティ開示基準の導入における論点
	サステナビリティ保証制度について

2. サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ

審議	議論事項
第1回サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ（2025年2月12日）	サステナビリティ保証制度について
	サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方
第2回サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ（2025年3月21日）	サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方
	任意の保証

■ 関連資料紹介

- [SSBJの審議動向](#)
- [サステナビリティ開示基準／その他開示制度](#)

■ ソーシャルメディアのご紹介

リサーチ／報告書、解説記事、動画による解説など、
KPMGの知見を集めた独自コンテンツを発信しています。



■ KPMG Japan Insight Plusのご紹介

<https://kpmg.com/jp/ja/home/campaigns/2022/04/insight-plus.html>

KPMG Japan Insight Plusは、KPMGジャパンの会員制ウェブサイトです。

記事、動画、セミナー、メールマガジン等を通じ、ビジネスのプラスとなるインサイト（洞察・考察）を会員の皆様にお届けします。

■ KPMG Japan Insight Plusの記事例

- IFRS®サステナビリティ開示基準への対応セミナー第1回～第3回（動画）
- IFRS S1号・S2号の導入における実務上のポイント
- 「IFRS S1号・S2号導入実務解説」セミナー サステナビリティ開示基準が求めるガバナンスとリスク管理
- 「IFRS S1号・S2号導入実務解説」セミナー サステナビリティ情報に関するプロセス整備
- プライム市場上場を確実にするための最先端の「コーポレートガバナンス・コード」及び「サステナビリティ開示」への対応～2大テーマの勘所を押さえる！

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「ISSB™」は商標です。「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。

過去情報は、あずさ監査法人のウェブサイトをご確認ください。

あずさ監査法人トップページ([Link](#))

■ **会計・開示コンテンツ** ([Link](#))

■ **日本基準** ([Link](#))

■ **IFRS会計基準** ([Link](#))

■ **米国基準** ([Link](#))